

ルカテ近地ヨリ警書記ヲ傍聴者トシテ派遣スルコトニ決定
ト、大阪

府聯ハ責任上近地事務所ヲ至急確立スルコトニ努力スルコ
ト、農委活動ヲ部落ヲ中心トシテ新シイ形態ニテ闘争ヲ開
始スルコト

七 當面ノ諸闘争対策ノ件

(一) 播州地方大風雹害罹災農民救済対策ノ件

兵庫縣聯トシテハ救済委員會ヲ開設シ事務所ヲ神戸市五郎
右衛門町一番地 池田忠雄方ニ設置シ救済金ノ取扱ヲ開始
シテアルカテ極力見舞狀並救済金ヲ送附スルコトニ決定

(二) 早魃地方対策ノ件

早魃地方ニ對シテモ前同様極力救済カンパヲ起シ救済金送
附ニ努力スルコト

(三) 立禁地和歌山日高郡平野ノ争議対策ノ件

實情調査ノ爲メ近々調査員ヲ派遣シ対策ヲ協議スルコトニ
決定

(四) 全水部落代表者會議支持対策ノ件

解放令發布ノ八月二十八日全水總本部ハ部落代表者會議ヲ
開催スル管デアルカテ之ヲ積極的應援スル意味ニ於テ全會
所屬ノ部落ヨリハ必ず代表者ヲ送ルコト
會議ニ土地ヲ中心トスル部落ノ一切ノ闘争ヲ議案トシテ持
込マセルコト

(五) 高松地方裁判所ノ示シタ差別行爲ニ對シテ抗議ノ件

近地トシテ階級的立場ヨリ抗議文ヲ作成シ全水本部へ送附
スルコトニ決定

(六) 救済土木事業対策ノ件

(七) 飯米獲得闘争対策ノ件

(八) 養蠶地方農民対策ノ件